

令和6年度 第6回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月24日（火）午後1時30分から

2. 開催場所 知名町役場 会議室

3. 出席委員（7人）

会長	1番	沖道人
農業委員	2番	田尻博樹
農業委員	3番	永吉雄子
農業委員	5番	榮照和
農業委員	7番	榮米子
農業委員	8番	幸山利忠
農業委員	9番	前田博徳

4. 欠席委員（1人）

農業委員	6番	辻雄一郎
------	----	------

5. 農地利用最適化委員

推進委員	1番	栄功助
推進委員	2番	川畑伸之
推進委員	3番	西和秋
推進委員	5番	池沢清良
推進委員	6番	森由美子
推進委員	9番	芦村利広
推進委員	10番	田畠則仁

欠席委員（2人）

推進委員	7番	久本和秀
推進委員	8番	元榮将博

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第23号 令和6年度鹿児島県農業委員会申し合わせ決議の採択について
報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第10号 農地法第18条第6項の規定による届出について
議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第25号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第26号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第28号 あっせん委員の指名について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	上村 隆一郎
事務局係長	神川 亜弓
	主事 南郷 秀隆

付 議 事 項	
事務局	<p>ただ今から、令和6年度第6回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、辻委員が欠席ですが、総会は成立します。</p> <p>それでは、会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>前回総会からの会務報告をさせて頂きます。</p> <p>8/30 産業フェア実行委員会 9/ 2 知名町園芸振興会総会 以上です。</p>
議長	<p>これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1 議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、9番前田委員、2番田尻委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記に、事務局職員の神川氏と南郷氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。</p> <p>議案第23号 令和6年度鹿児島県農業委員大会申し合わせ決議の採択について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第23号 令和6年度鹿児島県農業委員大会申し合わせ決議については、令和6年度鹿児島県農業委員大会において採択される予定でしたが、大会が台風により中止になったことから、本総会において採択するものです。</p> <p>【申し合わせ決議の朗読】</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明のとおりです。</p> <p>採択に賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>議案第23号 令和6年度鹿児島県農業委員大会申し合わせ決議の採択については、採択とします。</p> <p>次に、報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明します。</p> <p>久志検字前原〇〇 1,484m²を含む計8筆 7,745m²、〇〇さんから相続により余多〇〇さん、令和5年1月20日相続、あっせん希望なしです。</p>
議長	ただ今の報告第9号について、何かご意見、ご質問ありますか。

	(意見、質問なし)
議長	次に、報告第10号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>報告第10号 農地法第18条第6項の規定による届出について、報告します。</p> <p>1番 正名字大平〇〇 1,067m²、正名〇〇さんから正名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年9月10日、引渡日が令和6年9月10日です。</p> <p>2番 芦清良字花ケン当〇〇 845m²を含む計7筆 13,406m²、芦清良〇〇さんから芦清良〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年8月31日、引渡日が令和6年8月31日です。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の報告第10号について、何かご意見、ご質問ありますか。
	(意見、質問なし)
議長	<p>ないようですので、報告第10号は終わります。</p> <p>それでは、議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明させて頂きます。</p> <p>【議案第24号について朗読】</p> <p>議案第24号は、売買2件、贈与4件です。</p> <p>1番 正名字田皆道〇〇 16,043m²を含む計6筆 31,049m²、売買。譲渡人 京都府亀岡市〇〇さん、譲受人正名〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>2番 田皆字埜勢〇〇 1,668m²、贈与。譲渡人 兵庫県尼崎市〇〇さん、譲受人 知名〇〇さんです。</p> <p>3番 余多字花底〇〇 1,189m²、贈与。譲渡人 兵庫県伊丹市〇〇さん、譲受人 和歌山県和歌山市〇〇さんです。譲受人は、時々帰ってくる際に管理したり、〇〇さんへ作業委託する予定です。</p> <p>4番 屋者字名川佐〇〇 274m²を含む計6筆 5,000m²、贈与。譲渡人 屋者〇〇さん、譲受人 屋者〇〇さんです。</p> <p>5番 芦清良字前兼久〇〇 560m² 売買。譲渡人 兵庫県尼崎市〇〇さん、譲受人 芦清良〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>6番 瀬利覚字只原〇〇 590m²、贈与。譲渡人 瀬利覚〇〇さん、譲受人 瀬利覚〇〇さんです。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。</p>

議長	それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。
3番農業委員	1番を説明します。 あっせんのあった畑で、譲受人が数年前から耕作しておりましたので確認したところ、全筆購入することになりました。 譲受人は、機械等も揃っており耕作に問題ないと思います。 ご審議よろしくお願ひします。
5番推進委員	2番説明します。 譲渡人と譲受人は叔父と姪の関係です。 畑は、前耕作者がサトウキビを栽培しておりますが、収穫後から譲受人が耕作することです。譲受人は、大規模にサトウキビを作っております。機械等も揃っております。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
事務局	3番説明します。 先ほど説明した通り、譲受人はたまにしか帰ってこれませんので、主に○○さんが管理することになります。 ○○さんは農機具も揃っており、現地にはサトウキビを作付ける予定で、問題ないと思います。
1番農業委員	4番説明します。 譲渡人と譲受人は夫婦です。 譲受人は、サトウキビとインゲンを作っております。高齢ですが後継者もあり、機械等も揃っており問題ないと思います。 ゆくゆくは後継者に移譲する予定のことです。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
9番推進委員	5番説明します。 譲渡人と譲受人は叔母と甥の関係です。 譲受人は新規就農者で頑張っており、機械等も揃っており問題ないと思います。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
10番農業委員	6番説明します。 譲渡人と譲受人は親子です。 譲受人は、この畑にバレイショを植付する予定で、機械類は知人から借りて管理することです。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	事務局並びに地区担当委員から説明がありました。 ご質問があれば挙手をお願いします。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、議案第24号について、賛成の方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)																				
議長	<p>全員賛成ですので、議案第24号は、原案のとおり許可決定とします。</p> <p>次に、議案第25号知名町地区農用地利用集積計画（案）について、事務局に説明をお願いいたします。</p>																				
事務局	<p>議案第25号 知名町地区農用地利用集積計画（案）について、説明します。</p> <p>今月は利用権設定が5件です。</p> <p>【議案第25号について朗読】</p> <p>利用権の設定</p> <table> <tbody> <tr> <td>1番 1～2</td> <td>屋子母字前當〇〇 326m²を含む計2筆 846m²</td> </tr> <tr> <td> 賃貸借</td> <td>10年間の新規設定となっています。</td> </tr> <tr> <td>2番 1～4</td> <td>屋子母字川春〇〇2,703m²を含む計4筆 11,741m²</td> </tr> <tr> <td> 賃貸借</td> <td>10年間の新規設定となっています。</td> </tr> <tr> <td>3番 1</td> <td>徳時字田水〇〇 3,021m²</td> </tr> <tr> <td> 賃貸借</td> <td>10年間の再設定となっています。</td> </tr> <tr> <td>4番 1</td> <td>正名字大平〇〇 1,067m²</td> </tr> <tr> <td> 賃貸借</td> <td>1年間の新規設定となっています。</td> </tr> <tr> <td>5番 1～6</td> <td>正名字屋武須磨〇〇1,688m²を含む計6筆 16,688m²</td> </tr> <tr> <td> 使用貸借</td> <td>10年間の新規設定となっています。</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>	1番 1～2	屋子母字前當〇〇 326m ² を含む計2筆 846m ²	賃貸借	10年間の新規設定となっています。	2番 1～4	屋子母字川春〇〇2,703m ² を含む計4筆 11,741m ²	賃貸借	10年間の新規設定となっています。	3番 1	徳時字田水〇〇 3,021m ²	賃貸借	10年間の再設定となっています。	4番 1	正名字大平〇〇 1,067m ²	賃貸借	1年間の新規設定となっています。	5番 1～6	正名字屋武須磨〇〇1,688m ² を含む計6筆 16,688m ²	使用貸借	10年間の新規設定となっています。
1番 1～2	屋子母字前當〇〇 326m ² を含む計2筆 846m ²																				
賃貸借	10年間の新規設定となっています。																				
2番 1～4	屋子母字川春〇〇2,703m ² を含む計4筆 11,741m ²																				
賃貸借	10年間の新規設定となっています。																				
3番 1	徳時字田水〇〇 3,021m ²																				
賃貸借	10年間の再設定となっています。																				
4番 1	正名字大平〇〇 1,067m ²																				
賃貸借	1年間の新規設定となっています。																				
5番 1～6	正名字屋武須磨〇〇1,688m ² を含む計6筆 16,688m ²																				
使用貸借	10年間の新規設定となっています。																				
議長	はい、それでは事務局の説明に対して、補足説明を地区担当委員にお願いいたします。																				
1番推進委員	<p>1番、2番を説明します。</p> <p>1番 貸人と借人は知人です。</p> <p>貸人は畜産をしておりますが、面積が小さく貸すことになりました。借人は、主にサトウキビを作っております、機械類も揃っています。問題ないと思います。</p> <p>2番 貸人と借人は知人です。借人は主にサトウキビを作っております、機械も揃っており問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>																				
2番農業委員	<p>3番、説明します。</p> <p>貸人と借人は知人です。借人は畜産を経営しており、再設定し飼料作物を作る予定です。</p>																				
3番農業委員	<p>4番、5番を説明します。</p> <p>4番 貸人と借人は、知人です。借人は、機械等は知人から借りて管理する予定です。</p> <p>5番 貸人と借人は、伯父と甥の関係です。借人が、貸人の畠を</p>																				

	<p>耕作するため、利用権の設定をすることになりました。 耕作に問題ないと思います。 以上です。</p>
議長	はい、ただ今の事務局及び地区担当委員からの補足説明に対して、皆さんの方から何か聞きたいことはございませんか。
5番推進委員	5番については、作物は何を作る予定ですか。
3番農業委員	サトウキビで、ハーベスタも持っております。
議長	その他ありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、議案第25号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	(全員挙手)
議長	はい、全員賛成ですので、ただ今の議案第25号 知名町地区農用地利用集積計画については、決定といたします。
議長	議案第26号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第26-1号 説明します。 貸出期間が5年のものが、4,550m²、利用権を設定する者が2名、利用権の設定を受ける者が1名です。 貸出期間が6年のものが、3,890m²、利用権を設定する者が1名、利用権の設定を受ける者が1名、いずれも更新分です。 内容については、資料のとおりです。 1番～2番 住吉字屋陣当〇〇 2,412m²を含む計2筆 3,463m²、出し手は大阪府豊中市 〇〇さん、受け手は知名 〇〇さん、令和6年12月1日から5年間、賃貸借契約で賃料は〇〇円です。 3番 正名字黒平〇〇 3,890m²、出し手は正名 〇〇さん、受け手は正名 〇〇さん、令和6年12月1日から6年間、使用貸借契約です。 4番 田皆字瀬利原〇〇 1,087m²、出し手は鹿児島市 〇〇さん、受け手は知名 〇〇さん、令和6年12月1日から5年間、賃貸借契約で賃料は〇〇円です。 以上です。</p>
事務局	<p>議案第26-2号 所有権に係る農用地利用集積等促進計画について、説明します。 1番～3番 知名字名ノ竿〇〇 1,167m²を含む計3筆 3,340m² 兵庫県明石市〇〇さんから鹿児島市〇〇さんへ、対価〇〇円で所有権の移転予定となっています。</p>

	<p>続いて、農地中間管理機構が売渡す分です。</p> <p>1番～2番 下城字沖泊当〇〇 435m²を含む計2筆 2,562m² 鹿児島市〇〇さんから下城〇〇さんへ、対価〇〇円で所有権の 移転予定となっています。</p> <p>3番 瀬利覚木正〇〇 1,979m²、鹿児島市〇〇さんから知名〇〇 さんへ、対価〇〇円で所有権の移転予定となっています。</p>
議長	議案第26号に、何かご意見、ご質問はありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	それでは、議案第26号に賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	<p>議案第26号については、計画を決定します。</p> <p>次に、議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明します。</p> <p>【議案第27号について朗読】</p> <p>申請人 田皆〇〇さんと〇〇さん、土地の表示 田皆字前原〇〇724.00m²の内261.7m²、事業計画は農業用倉庫、通路です。施設の概要は、農業用倉庫65.7m²、通路 105.0m²、計170.7m²です。所要面積は、農業用倉庫 156.7m²、通路 105.0m²、計261.7m²です。必要経費として、建築費〇〇円、全て自己資金です。</p> <p>申請地は、第3種農地で申請地から概ね500㍍以内に教育施設、医療施設等の公益施設が存する農地です。</p> <p>一部工事を着工しており、始末書付きで申請されております。</p>
議長	地区担当委員から補足説明があれば、お願いします。
5番推進委員	<p>地図の上の部分は、農地として使用されてきました。</p> <p>申請地は空き地で駐車場として使用しており、今回、農業用倉庫を建てたいとのことです。</p>
議長	議案第27号に、何かご意見、ご質問はありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	それでは、議案第27号に賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	<p>議案第27号は、許可決定とします。</p> <p>次に、議案第28号 あっせん委員の指名について、事務局に説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>議案第28号 あっせん委員の指名について、説明します。</p> <p>【議案第28号について朗読】</p> <p>議案第28-1号 久志検字上納種〇〇 637m²を含む計2筆 3,632m²、所有者 岡山県倉敷市〇〇さん、売買で価格は〇〇円、〇〇円です。</p> <p>議案第28-2号 瀬利覚字島原〇〇 1,884m²を含む計2筆 2,353m²、所有者 兵庫県明石市〇〇さん、貸借で価格は応相談です。</p> <p>以上です。</p>
議長	あっせん委員について、こちらから指名してもよろしいか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第28-1号については、幸山委員、久本委員にお願いします。 議案第28-2号については、前田委員にお願いします。 よろしいですか。
	(異議なしの声あり)
議長	それでは、以上を持ちまして議題事項は終了いたします。 お疲れさまでした。
	上記のとおり相違ないことを確認し署名する。
	令和 6年 9月24日
	議 長 沖 道 人
	署名委員 前 田 博 徳
	署名委員 田 尻 博 樹